計画インデックス(計画の見取り図)

地域福祉で大切なこと

地域福祉とは、市民・市(行政)・社会福祉協議会*・事業者・関係機関等 が協力して、「地域のあらゆる主体が互いに支え合う地域共生社会」を推 進する取組のことです。

地域福祉は、「自助」、「共助(互助を含む)」、「公助」を重層的に組み 合わせ、それぞれが相互に作用しながら推進するものであり、中でも、市民 同士で支え合う「共助(互助を含む)」が重要なポイントです。

市民の主体的な活動で 対応できるもの

自助

課題の自発的な解決

協働で取り組むもの

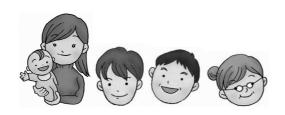
共助(互助を含む)(※)

個人や家庭における生活 自治会・町内会、ボランティア、 NPO*等、市民同士の助け合い 行政施策として行うもの

公助

保健・医療・福祉等の 公的な支援・サービス

※ 介護保険等の制度化された相互扶助も含まれます。





Q どんな計画?

第1章

- ▲「地域のあらゆる主体が互いに支え合う地域共生社会」を推進するための計画です。 そのため、以下の3計画を一体的に策定しています。
 - ◇地域福祉計画
 - ◇成年後見制度利用促進基本計画
 - ◇再犯防止推進計画

計画期間は、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5か年です。

Q 計画が目指すものは?

第2章

A 西東京市版地域共生社会の実現を目指します。基本理念は、

『地域でふれあい 支え合う 心のかようまち 西東京 ~ともに活き みらいにつなぐ まちづくり~』 です。

Q 西東京市の主な課題は?

第3章

- ▲ ①交流を増やし、地域のつながりづくりを一層推進する必要があります。
 - ②誰もが支援につながる相談体制を更に強化する必要があります。
 - ③全ての方に情報を届ける工夫を継続的に推進する必要があります。
 - ④ポストコロナ社会のニーズに適応する地域福祉を推進する必要があります。

Q 特に力を入れることは?

第4章

- ▲ ①地域共生社会を実現する上での基礎となる、"つながりづくり"
 - ②困ったときに誰もが気軽に相談できる、"相談体制づくり"
 - ③必要な情報を必要な方に分かりやすく提供していく、"情報発信の工夫"

第5章

Q 第5期計画の基本目標は?

A 基本目標 I 一人一人が活躍する地域づくり

基本目標2 みんながつながりあう地域づくり

基本目標3 社会的孤立を防ぎ必要な支援へつなぐ仕組みづくり

基本目標4 サービス内容の充実・向上のための仕組みづくり

基本目標5 災害や犯罪を防ぐ環境づくり

基本目標6 誰もが快適に暮らせる環境づくり

Q 計画の推進方法は?

第6章

A 様々な方や団体等との連携、評価指標の設定、進行管理の整備によって、推進していきます。

Q 成年後見制度*と再犯防止に係る計画を策定する理由は?

第7、8章

A 誰一人取り残さない地域共生社会の実現に向けて、一人一人の権利を守る取組 (西東京市成年後見制度利用促進基本計画)、更生して立ち直ることを支える取組 (西東京市再犯防止推進計画)等の方向性を示すため、地域福祉計画と一体的に 策定しました。

Q どのように計画を策定した?

資料編

A 市民の声、関係団体の意見等を把握しながら、計画を策定しました。 策定経過や策定方法の実施概要を資料編に記載しています。

Q この用語はどんな意味?

資料編 4 用語の説明

▲ この計画を市民等とともに推進するため、福祉分野でよく使用される用語について、 資料編に「用語の説明」を掲載しています。ご覧いただく際の参考にしてください。

Q 色々な活動を知りたい!

●シコラム

A 市民等が主体となった様々な活動の一部をコラム形式で紹介しています。

